

デンマーク
実用新案法

1997年12月17日法律第972号により改正した1992年2月26日法律第130号
1998年7月1日施行

目次

第1章 総則

- 第1条
- 第2条
- 第3条
- 第4条
- 第5条
- 第6条

第2章 実用新案出願並びに審査その他の手続等

- 第7条
- 第8条
- 第9条
- 第10条
- 第11条
- 第12条
- 第13条
- 第14条
- 第15条
- 第16条

第3章 国際実用新案出願

- 第17条
- 第18条
- 第19条
- 第20条
- 第21条
- 第22条
- 第23条
- 第24条
- 第25条

第4章 欧州特許出願の変更

- 第26条

第5章 実用新案についての登録の範囲及び存続期間

第27条

第28条

第6章 ライセンス，移転等

第29条

第30条

第31条

第7章 登録の終了，行政上の審査等

第32条

第33条

第34条

第35条

第36条

第37条

第8章 実用新案に係る情報提供義務

第38条

第9章 刑事責任及び損害賠償責任等

第39条

第40条

第41条

第42条

第43条

第44条

第10章 雑則

第45条

第46条

第47条

第48条

第49条-第51条 [削除]

第11章 施行規定

第52条

第53条

第1章 総則

第1条

(1) 産業上利用することができるか又は技術的課題を解決する考案は、出願により、本法の規定に従って実用新案として登録を受けることができる。

(2) 実用新案を考案した者又はその承継人は、登録により、その考案を業として実施する排他的権利を取得する。

第2条

(1) 考案は、次のものに係る場合は、実用新案として登録を受けることができない。

(i) デンマーク特許法第1条(2)から(4)までにいう事項

(ii) 植物又は動物

(iii) 戦争資材

(iv) 方法(第47条参照)

(2) 通商産業大臣は、防衛大臣及び司法大臣と協議した後に、本法の適用上の戦争資材の内容に関する規定を定める。

第3条

(1) 考案は技術水準に対して新規であり、また、技術水準とは明らかに異なるものでなければならない。

(2) 前記の技術水準は、書面若しくは口頭での説明、講演、展示、販売の申出、使用、複製により、又はその他の方法によって公衆の利用に供することができる全てのものを含むものとする。さらに、その出願日前にデンマークに対する効力をもって出願された特許出願又は実用新案出願の内容も、これらの出願が公衆の利用に供することができる場合は、技術水準を構成するとみなす。ただし、これらの出願の内容には、考案は技術水準とは明らかに異なるものでなければならない旨の(1)の要件を適用しない。

(3) 考案は新規でなければならない旨の要件の適用除外に関する特許法第2条(5)の規定を準用する。

第4条

(1) 排他的権利の内容に関する特許法第3条(1)から(3)まで、先使用权に関する第4条及び例外的に実施する権利に関する第5条の規定を準用する。

(2) 共同体特許条約第76条は、共同体特許に関する協定の批准国又は加盟国である他国で販売された製品に関する何れの行為にも適用する。

第5条

(1) 考案の実用新案登録出願は、その考案が出願日前12月以内に、デンマークにおける実用新案若しくは特許の出願、又は工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約に加盟している他国における実用新案、特許若しくは発明者証の出願において開示されていた場合は、請求により、第3条(1)及び(2)並びに先使用权に関する第4条(1)の適用上、先の出願と同時に出願したものとみなされる。同条約の非加盟国において保護を求める出願をする場

合も、同じ優先権を享受するものとする。ただし、先の出願を行った国が、デンマークの実用新案出願を基礎として同等の優先権を付与すること、及びその国の法制が基本的に同条約に準じていることを条件とする。

(2) 通商産業大臣は、(1)に基づく優先権主張の権利についての規則を定める。

第6条

(1) 出願人が先にデンマークに特許出願をしている場合は、その出願人はその特許出願の全部又は一部を同じ考案に関する実用新案出願の基礎として使用することができる。出願人は、当該特許出願の出願日とその実用新案出願に適用するよう請求することができる。前記の特許出願において優先権を請求している場合は(特許法第6条参照)、その請求は実用新案出願にも適用する。

(2) 通商産業大臣は、(1)に基づく請求についての規則を定める。

第2章 実用新案出願並びに審査その他の手続等

第7条

(1) デンマークの特許当局は、特許庁及び特許審判部(工業所有権審判部)とする。別段の記載がない限り、本法の適用上、「特許当局」とはデンマークの特許当局をいう。

(2) 実用新案登録出願は、登録当局である特許庁に提出するものとする。出願には、保護を求める事項についての説明を含めなければならない。出願については、手数料を納付しなければならない。

(3) 考案は、技術の熟練者がその考案を実施することができる程度に明確に出願において説明又は表示されていなければならない。

(4) 通商産業大臣は、登録出願の様式及び内容並びに出願の処理に関して規則を定める。

第8条

(1) 出願が微生物学的方法によって取得する製品の考案に係わるものである場合は、説明に関する特許法第8条(2)第4文節及び生物材料の寄託に関する同法第8a条を準用する。

(2) 生物材料が特許法第8a条(同条(1)参照)に従って寄託されている場合は、何人も、出願書類が第16条に従って利用可能になったときに、試料の分譲を受ける権利を有する。試料の分譲に関する特許法第22条(6)から(8)までを準用する。

(3) 通商産業大臣は、(1)及び(2)にいう試料の寄託及び分譲についての規則を定める。

第9条

一出願では、相互に独立した2以上の考案の実用新案登録を出願することができない。

第10条

出願人が考案を開示した先の実用新案登録出願について特許庁が最終決定をしていない場合に、出願人がその考案について実用新案登録出願をしたときは、出願人の請求により、後の出願は、その考案を開示した書類を特許庁が受領したときになされたものとみなす。通商産業大臣は、本件に関する規則を定める。

第11条

実用新案登録出願には、出願時の願書に開示されていなかった事項について保護を求めるような補正をすることができない。

第12条

(1) 特許庁は、出願が第1条、第2条、第9条及び第11条の要件を満たしていることを確認する。

(2) 出願人は、第3条の要件を満たしていることも特許庁が確認するよう請求することができる。請求に際しては、手数料を納付しなければならない。

第13条

(1) 特許当局は、出願が要件を満たしていないと認定する場合は、出願人にその旨を通知し

て指定された期間内に意見書を提出するか又は出願を補正することを求める。

(2) 出願人が指定された期間が満了するまでに、所要の意見書を提出しないか又は出願補正の手続をしないときは、その出願は保留になる。(1)にいう出願人宛の通知には、その旨の情報を含めるものとする。

(3) 出願人が、指定された期間が満了してから2月以内に意見書を提出するか出願補正の手続をとり、かつ、再開手数料を支払ったときは、登録手続を再開する。

(4) (1)から(3)までの規定は、第12条(2)に基づく請求をする場合にも適用する。

第14条

(1) 出願が要件を満たしていることを認めるときは、その考案を登録する。特許庁は、実用新案の登録通知を公告する。

(2) 特許当局が出願の受理に異論を有しており、出願人にその異論に関する所見を提出する機会を既に与えている場合は、その出願を拒絶する。ただし、特許当局が第13条に基づく求めを再度行うことが必要であると認めるときは、この限りでない。

第15条

出願人以外の者が、考案についての権利を有する旨を特許当局に申し立てるか又は証明する場合は、特許法第17条及び第18条を準用する。

第16条

(1) 出願書類は、考案が登録された日から公衆の利用に供することができる。考案の登録は、出願人からの請求により、出願日又は優先権を主張しているときは優先日(第5条参照)から最長15月まで延期することができる。

(2) 出願日又は優先権が主張されているときは優先日から15月が経過したときは、考案が登録されていない場合であっても、出願書類は公衆の利用に供することができる。

(3) 出願人からの請求により、出願書類は(1)及び(2)に定められている時期より早く公衆の利用に供することができる。

(4) 書類が考案に係わりのない営業秘密を含んでいる場合は、特許法第22条(5)を準用する。

第3章 国際実用新案出願

第17条

(1) 「国際実用新案出願」とは、1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約に基づき出願をいう。

(2) 国際実用新案出願は、条約及び規則に基づき国際出願を受理する権限を有する特許当局又は国際機関(受理官庁)に行わなければならない。国際実用新案出願は、通商産業大臣が定めた規則に従ってデンマークの特許当局に行うことができる。出願人は、特許当局に所定の出願手数料を納付しなければならない。

(3) 第18条から第25条までの規定を、デンマークを指定国とする国際特許出願に適用する。

第18条

受理官庁によって国際出願日が認められた国際実用新案出願は、同日にデンマークにおいてなされた実用新案出願としての効果を同じく有するものとする。ただし、第3条(2)第2文節の規定は、出願が第20条の規定に従って処理されない限り、適用しない。

第19条

国際実用新案出願は、条約第24条(1)(i)及び(ii)に該当する場合は、デンマークに関する限り取り下げられたものとみなす。

第20条

デンマークに関する国際出願の処理をすることを望む出願人についての特許法第31条を準用するが、特許法第31条(1)及び(2)の最終節に記載されている期間は、国際実用新案出願についてはそれぞれ22月及び32月とする。

第21条

出願人が、国際予備審査の請求を取り下げるか、又は、出願人が出願の審査結果をデンマークについての実用新案登録出願に適用する意思を有する旨の宣言を取り下げた場合は、期間に本法第20条を適用した特許法第32条を準用する。

第22条

(1) 国際実用新案出願が第20条の規定に従って処理されたときは、第1部及び第2部並びに第37条(1)、(2)、(4)及び(5)の規定を、本条及び第23条及び第24条に規定する変更を加えて、当該出願並びに審査及びその他の処理に適用する。出願の審査及びその他の処理は、出願人が請求する場合に限り、第20条の適用を受けた期間の満了前に開始する。

(2) 第16条(2)及び(3)の規定は、出願人が、出願の翻訳文を提出すべき第20条の義務を履行したとき、又は出願がデンマーク語で作成されている場合において、その写しを特許当局に提出したときは、出願が処理される前であっても適用する。

(3) 第31条(特許法第48条参照)及び第38条並びに第42条の適用上、国際実用新案出願は、(2)に基づき利用に供することが可能になったときに公衆の利用に供することが可能になったものとみなす。

(4) 実用新案出願が条約に規定する様式及び内容に関する要件を満たしているときは、その出願は、その要件について認容される。

第 23 条

特許の付与又は拒絶に関する特許法第 34 条、通知及び公開に関する第 35 条並びに、国際特許出願の一部が国際予備審査の対象とされなかった場合における取下に関する第 37 条を準用する。

第 24 条

(1) 出願が相互に独立した 2 以上の考案に係わっているとみなされ、また、出願人が所定の期間内に条約に基づく追加手数料を納付しなかったという理由で、国際実用新案出願の何れかの部分が国際調査又は国際予備審査の対象とされなかった場合は、特許当局はその認定が正当であったか否かを決定するために再審理する。その認定が正当であると認められるときは、前記出願の該当部分は特許当局において取り下げられたものとみなす。ただし、出願人が、特許当局が再審理の結果を同人に通知してから 2 月以内に所定の手数料を納付する場合はこの限りでない。特許当局は、前記の認定が正当でないとき、その出願全体について審査その他の手続を進める。

(2) 出願人は、出願を相互に独立した 2 以上の考案に係わるものと認定した(1)の決定に対して審判請求することができる。第 37 条の規定を準用する。

(3) 審判請求が棄却されたときは、(1)の手数料納付期限は、最終決定がなされた日から起算する。

第 25 条

(1) 特許当局が受理官庁による決定又は国際事務局の決定が正当であったか否かを再審理することに関する特許法第 38 条(1)及び(2)を、実用新案出願に準用する。

(2) 特許当局は、受理官庁又は国際事務局の決定が正当でないことを認めるときは、出願を第 1 部及び第 2 部並びに第 37 条(1)、(2)、(4)及び(5)に基づいて審査し、処理する。受理官庁が国際出願日を認定しなかった場合は、その出願は、特許当局の見解による国際出願日として認定すべきであった日に出願されたものとみなす。出願が、条約に定める様式及び内容についての要件を満たしているときは、その要件については認容する。

(3) 第 3 条(2)第 2 文節の規定を(2)に基づき処理される出願に適用する。ただし、その出願が第 16 条に基づき公衆の利用に供することができるようすることを条件とする。

第 4 章 欧州特許出願の変更

第 26 条

欧州特許出願のデンマーク特許出願への転換に関する特許法第 88 条は、デンマーク実用新案登録出願の欧州特許出願への転換に準用する。通商産業大臣は、本件に関する規則を定める。

第5章 実用新案についての登録の範囲及び存続期間

第27条

- (1) 登録後は、保護の範囲を拡大してはならない。
- (2) 実用新案登録によって与えられる保護の範囲は、クレームによって決定される。説明及び図面は、クレーム解釈のための指針として使用することができる。

第28条

- (1) 実用新案登録は、出願日から3年が経過するまで適用するものとし、また、所定の手数料を納付することによって、各更新期間を3年及び4年として各1回更新することができる。
- (2) 登録の更新は、公告する。

第6章 ライセンス，移転等

第29条

登録実用新案についての権利の移転又は強制ライセンスを含むライセンスの許諾は，請求に基づき，登録簿に登録する。登録されたライセンスは，消滅したときは，請求に基づき，登録簿から削除する。

第30条

(1) 登録実用新案であって，その実施が他人の所有する特許又は登録実用新案に従属しているものの所有者は，前記の他人の特許又は登録実用新案によって保護されている発明又は考案を実施するための強制ライセンスを取得することができる。ただし，その実用新案の重要性を考慮して，又はその他の特別な理由から，強制ライセンスの取得に正当性があることを条件とする。

(2) (1)により強制ライセンス取得の対象とされた特許又は登録実用新案の所有者は，相手方の登録実用新案についてのライセンスを取得することができる。ただし，それを望ましくないとする特別の事由があるときは，この限りでない。

第31条

強制ライセンスに関する特許法第45条及び第47条から第49条まで並びに強制ライセンスの許諾に係る事項について決定する際の海商裁判所の管轄に関する同法第50条を，実用新案に準用する。

第7章 登録の終了，行政上の審査等

第32条

(1) 実用新案登録が次の各号の1に該当するときは，裁判所の決定によって取り消すことができる。

(i) 登録が第1条から第3条までに従って行われていない場合

(ii) 登録が，技術の熟練者が実施するのに十分な程度に明確に開示又は記載されていない考案に係わっている場合

(iii) 出願が第11条に反して補正されている場合

(iv) 保護の範囲が登録後に拡大されている場合

(2) 実用新案登録が(1)によって取り消される場合は，特許法第52条(2)から(4)までを準用する。

第33条

(1) 他人への特許の移転に関する特許法第53条及び特許の放棄に関する同法第54条を準用する。

(2) デンマークの特許当局によって交付された特許の全部又は一部の終了に関する共同体特許条約第75条(1)及び(2)の規定を，実用新案に準用する。

(3) 何人も，(2)による実用新案登録の全部又は一部の終了について特許当局の決定を請求するか又は訴訟を提起することができる。請求に際しては，手数料を納付しなければならない。

(4) (3)に基づく請求が行われたときは，第35条から第37条までを準用する。通商産業大臣は，本件に関する規則を定める。

第34条

(1) 実用新案登録が行われたときは，何人も，登録の全部又は一部を削除することを特許当局に請求することができる。当該請求は，次の事項を理由とする場合に限りすることができる。

(i) 登録が第1条から第3条までに従って行われていないこと

(ii) 登録が，技術の熟練者が実施するのに十分な程度に明確に開示又は記載されていない考案に係わっていること

(iii) 出願が第11条に反して補正されていること

(iv) 保護の範囲が登録後に拡大されていること

(2) (1)による請求は特許庁に提出するものとし，また，登録が第3条に従って行われていないことを事由として請求する場合は，証拠書類を添付しなければならない。請求が(1)に規定する他の事由によるものである場合にも，特許当局はその請求についての決定を可能にするために証拠書類を要求することができる。請求に際しては，手数料を納付しなければならない。

(3) (1)第1文節に拘らず，何人も割増手数料を納付することにより，第3条の要件が満たされているか否かを所定の証拠書類が無くても特許庁が審査することを請求する権利を有する。

第 35 条

第 34 条による請求がされたときは、これに応じて、実用新案の所有者は通知を受け、意見を述べる機会が与えられる。通商産業大臣は本件に関して規則を定める。

第 36 条

(1) 第 34 条による請求が行われた後に、特許当局が登録に対する異論を確証したときは、その登録は削除する。登録の削除は、その決定が確定したときに特許庁が公告する。

(2) 実用新案登録を訂正して維持することに異論がない場合に、実用新案の所有者が実用新案登録についての特許庁の訂正指令を受諾することができ、また、指定期間満了前に訂正指令公告のための手数料を納付したときは、特許当局はその登録を訂正する旨を決定する。

(3) 実用新案の所有者がその訂正指令を受諾することができないか、又は期限までに訂正の公告のための手数料を納付しないときは、その実用新案登録は失効したものとみなされる。

(4) 特許当局は、請求があっても登録の全部又は一部を削除しない旨を認めたときは、当該請求を拒絶し、その実用新案登録を維持する。

第 37 条

(1) 出願人は、実用新案出願に関する特許庁の最終決定に対する審判請求を特許審判部に行うことができる。実用新案登録が第 34 条に基づく請求によりその全部若しくは一部を削除されたか、又は第 36 条(3)に基づき失効した実用新案の所有者も、同様にすることができる。実用新案登録が、請求があつたにも拘らず、訂正されて又は訂正されずに維持されているときは、請求人は、その決定について審判請求することができる。当該請求人が審判請求を取り下げた場合であっても、諸般の事情から望ましいときは、当該審判を審理することができる。

(2) (1)の審判請求は、関係当事者が特許庁による決定についての通知を受けてから 2 月以内に特許審判部に行わなければならない。所定の審判手数料は、前記の期間内に納付しなければならない。手数料の不納があれば、審判請求は受理することができないものとして却下される。

(3) 第 29 条に基づき特許庁が行った決定に対する審判請求については、(2)を準用する。前記の決定に利害を有する他の当事者は、決定の公告から 2 月以内に同様に審判請求することができる。

(4) 特許審判部の決定は、何れの上級行政当局にも不服申立することができない。

(5) 特許審判部に審判請求することのできる特許庁の決定に対しては、特許審判部が決定を行うまでは裁判所に上訴することができない。特許審判部の決定について裁判所に上訴することを望む場合は、関係当事者が特許審判部の決定についての通知を受けた日から 2 月以内に訴訟を提起しなければならない。

第 8 章 実用新案に係る情報提供義務

第 38 条

特許出願人の情報提供義務に関する特許法第 56 条並びにその義務を遵守しない場合の刑事責任及び損害賠償責任等に関する同法第 62 条を準用する。

第9章 刑事責任及び損害賠償責任等

第39条

(1) 実用新案登録によって与えられる排他的権利についての故意の侵害は、罰金刑に処せられる。侵害により相当な利得又は明白な不当利得を意図したなどの加重事由がある場合は、刑罰は1年以下の拘留又は拘禁に拡大することができる。

(2) 会社等(法人)は、デンマーク刑法第5部に従って刑事責任を負う。

(3) 訴訟は、侵害行為の被害者が提起するものとする。ただし、(1)第2文節の事件において被害者からの請求があるときは、公共機関が提起する。事件は、警察が提起した訴訟として審理が行われるが、デンマークの司法の運営に関する法律第73部に規定する救済を適用する範囲は、公訴官が提起した訴訟の場合と同程度とする。

第40条

他人に属する本法に基づく排他的権利を侵害した者は、実用新案の実施に対する相当な補償及び、侵害によりそれを超える被害が生じているときは、損害賠償金を支払わなければならない。

第41条

実用新案侵害事件においては、裁判所は、侵害に係わる製品を廃棄、引渡又は改変すべき旨を決定することができる。特許法第59条(2)を準用する。

第42条

出願書類が公衆の利用に供することができるようにされた後に、許可なく考案を実施する者があって、また、その出願が登録を受けた場合は、第41条の規定を準用する。

第43条

訴訟の提起及び裁判地の変更についての通知に関する特許法第63条を準用する。

第44条

(1) 本法に基づく訴訟は、高等裁判所を第1審裁判所として提起しなければならない。ただし、強制ライセンスに関する訴訟は、コペンハーゲンの海商裁判所(第31条参照)に提起しなければならない。

(2) デンマークの居住者でない実用新案出願人及び実用新案の所有者は、本法に基づき提起される訴訟においては、その裁判地をコペンハーゲンに有するものとみなす。

(3) 実用新案出願又は実用新案登録に関する判決の公認謄本は、裁判所の発意により特許庁に送付される。

第10章 雑則

第45条

特許庁は、請求に基づき、実用新案及び実用新案法に関する特殊課題を履行することができる。通商産業大臣は、前記の業務及びその手数料についての規則を定めることができる。

第46条

(1) 通商産業大臣は、実用新案登録簿及びその調製、公衆による登録簿の利用の方法、登録の公告並びに実用新案に関する刊行物の発行及びその内容に関して規則を定める。前記の刊行物は、特許庁が作成する。

(2) 通商産業大臣は、本法に規定する手数料について金額等を定める。

(3) 通商産業大臣は、特許当局との電子データの交換に関する規則を定めることができる。

第47条

通商産業大臣は、方法に関する考案が実用新案としての登録を受けることができる旨の規則を定めることができる。

第48条

通商産業大臣が本法に基づく権限を特許庁に委譲するときは、当該大臣は審判権に関する規則を定めることができ、これに上級行政当局に不服申立することができない旨の規定を含めることができる。

第49条-第51条 [削除]

第 11 章 施行規定

第 52 条

- (1) 本法は 1992 年 7 月 1 日から施行する(ただし, (2)参照)。
- (2) 第 6 条(1)の規定は, 特許出願が本法施行後になされている場合に限り, 適用する。
- (3) 第 4 条(2)及び第 33 条(2)から(4)までは, 共同体特許に関する協定と同時に施行する。通商産業大臣は, そのための規則を定める。

第 53 条

本法はフェロー諸島及びグリーンランドには適用しないが, フェロー諸島及びグリーンランドの特殊事情によって必要とされる変更を付して, 国王令により施行することができる。1997 年 12 月 17 日法律第 972 号, 特許法, 実用新案法及び意匠法は, 施行について次の規定を含む。

「4.

本法は 1998 年 7 月 1 日に施行する。

5.

- (1) 本法は, フェロー諸島及びグリーンランドには適用しない。
- (2) 本法は, フェロー諸島及びグリーンランドの特殊事情によって必要とされる変更を付して, 国王令により施行することができる。」